

子発0131第6号  
令和5年1月31日

各 都道府県知事 殿  
市区町村長

厚生労働省子ども家庭局長  
( 公 印 省 略 )

「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」の一部改正について（通知）

認可外保育施設については、都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市がより効果的に指導監督を図る観点から、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日付け雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）により、「認可外保育施設指導監督の指針」をお示ししてきたところである。このたび、下記及び別添下線部のとおり当該指針の改正を行い、令和5年4月1日から適用することとしたので、内容を十分に御了知の上、その運用に遺漏なきを期されたい。

## 記

### 1. 改正内容

(1) 国家戦略特別区域の区域内に所在する認可外保育施設であって当該施設を利用する児童の全て又は多くが外国人であるものに係る職員配置の取扱い

国家戦略特別区域の区域内に所在する認可外保育施設であって当該施設を利用する児童の全て又は多くが外国人であるものに係る職員配置の取扱いについては、従来、「国家戦略特別区域の区域内に所在する認可外保育施設であって当該施設を利用する児童の全て又は多くが外国人であるものに係る認可外保育施設指導監督基準の取扱いについて」（平成27年8月7日付け雇児保発0807第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知、以下「特例通知」という。）によりお示ししてきたところであるが、このたび、「認可外保育施設指導監督の指針」の別添「認可外保育施設指導監督基準」（以下「指導監督基準」という。）の「第1 保育に従事する者の数及び資格」に明記することとした。なお、本改正に合わせ、今後、特例通知についても改正を行う予定としており、国家戦略特別区域の申請・認定については当該特例通知を参照されたい。

## (2) 安全計画の策定等

第 208 回国会で可決・成立した児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 66 号）の公布等に伴い、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 159 号）」において、保育所、地域型保育事業所（以下「保育所等」という。）については、安全に関する事項についての計画を各施設において策定することを義務付ける旨が規定されたこと等を受け、認可外保育施設における取扱いを指導監督基準の「第 3 非常災害に対する措置」及び「第 7 健康管理・安全確保」に規定することとした。

## (3) 自動車を運行する場合の所在確認等

令和 4 年 9 月に静岡県牧之原市の幼保連携型認定こども園において、送迎用バスに園児が置き去りにされ、亡くなる事案が起きたことを受け、同年 10 月に取りまとめられた「こどものバス送迎・安全徹底プラン」を踏まえ、保育所等については、自動車運行時の園児の所在確認及びブザーその他の車内の園児等の見落としを防止する装置の装備を義務付けること（装置の装備の義務付けについては、居宅訪問型保育事業所を除く。）等が規定された。これを受け、認可外保育施設における取扱いを指導監督基準の「第 7 健康管理・安全確保」に規定することとした。

## (4) その他所要の改正

平仄等の文言の適正化を行った。

## 2. 経過措置

1 (3) の改正内容について、装備すべき安全装置の導入が困難な場合も考えられるため、認可外保育施設については安全装置の導入について、令和 6 年 3 月 31 日までの間、経過措置として、指導監督基準の考え方に規定するのみとし、指導監督基準及び「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（平成 17 年 1 月 21 日雇児発第 0121002 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別表評価基準（以下「評価基準」という。）には位置づけないこととするが、本規定の新設の趣旨に鑑み、可能な限り令和 5 年 6 月末までに安全装置を導入するよう努めていただきたい。

なお、経過措置期間内において安全装置の装備がなされるまでの間についても、バス送迎における安全管理を徹底するとともに、例えば、運転席に確認を促すチェックシートを備え付けるとともに、車体後方に園児の所在確認を行ったことを記録する書面を備えるなど、園児が降車した後に運転手等が車内の確認を怠ることがないようにするための所要の代替措置を講ずること。

### 3. 留意事項

#### (1) 所在確認

指導監督基準第7(8)カの所在確認は、送迎用バスの運行に限らず、園外活動ほか園児等の移動のために自動車を運行するすべての場合が対象となる。

#### (2) 安全装置の設置が必要となる自動車

指導監督基準の考え方で規定している自動車のうち、座席(※)が2列以下の自動車を除く全ての自動車が原則として安全装置の設置が必要となる。

なお、座席が2列以下の自動車のほか、「その他利用の態様を勘案してこれと同程度に園児の見落としのおそれが少ないと認められるもの」については、例えば、座席が3列以上あるものの、園児が確実に3列目以降を使用できないように園児が確実に通過できない鍵付きの柵を車体に固着させて2列目までと3列目以降を隔絶することなどが考えられるが、安全装置が義務付けられる経緯・趣旨に鑑み、その判断は十分慎重に行うこと。

(※)「座席」には、車椅子を使用する園児が当該車椅子に乗ったまま乗車するためのスペースを含む。

#### (3) 装備すべき安全装置

「ブザーその他の車内の園児の見落としを防止する装置」は、国土交通省が令和4年12月20日に策定・公表した「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合するものであることが求められる。なお、本ガイドラインに適合する装置については、内閣府において、国土交通省と連携し、一覧化したリストを下記URLにおいて公表しているので、当該リストを参考に選定することが可能である。

(掲載ページ)

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/anzen/list.html>